第十九条第八号中「別表第二の第一欄に掲げる者」を「別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの」に、「同表の第二欄に掲げる事務の」を「特定個人番号利用事務の」に改め、「）が」の下に「、特定個人番号利用事務を処理するために」を加え、「同表の第三欄に掲げる者」を「当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報の」を「当該利用特定個人情報の」に、「同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報」及び「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第九号中「別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「（当該事務の内容に応じて」を「（当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第四章第二節の節名中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十一条第二項中「より特定個人情報」を「より利用特定個人情報」に、「次に掲げる」を「当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認める」に、「対して特定個人情報」を「対して利用特定個人情報」に改め、同項各号を削る。

第二十二条（見出しを含む。）から第二十四条までの規定中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十六条の見出し中「特定個人情報」に改め、同条中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める」と」を削る。

第四十四条中「第十七条第一項及び第三項（同条第四項」を「第十六条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項（同条第七項」に改める。

第五十二条中「若しくは職員」の下に「領事官であってこれらの者以外の者を含む。」を加える。

第五十六条中「第五十二条の三まで」の下に「及び第五十五条」を加える。

別表第一の一の項中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務」を加え、同表の二の項の次に次のように加える。

二の二　総務大臣又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の五の項の次に次のように加える。

五の二　国土交通大臣	船員法（昭和二十二年法律第百号）による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の八の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に「、指定医の指定」を加え、同表の十一の項の次に次のように加える。

十一の二　厚生労働大臣	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の十四の項の次に次のように加える。

十四の二　都道府県知事	母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）による指定（同法第十五条第一項の指定をいう。）に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の十九の項の次に次のように加える。

十九の二　厚生労働大臣	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による認定（同法第五条の二第一項の認定をいう。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
十九の三　司法試験委員会	司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
十九の四　都道府県教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教育職員の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十九の五　厚生労働大臣又は都道府県知事	死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）による認定（同法第二条第一項第一号の認定をいう。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
十九の六　都道府県知事	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による全国通訳案内士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
十九の七　通訳案内士法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長	通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の二十一の項の次に次のように加える。

二十一の二　厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神保健指定医の指定に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の二十二の項中「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を削り、同表の二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二　国土交通大臣	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十三の三　国土交通大臣	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十三の四　都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十三の五　都道府県知事	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）によるクリーニング師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの